

『第5次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会』  
における傍聴に関する手続き・注意事項について

1 傍聴者の定員

- (1) 傍聴者の定員は原則として10名とする。ただし、特に必要があると認める場合は、懇談会が別に定員を定めることができる。
- (2) 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、懇談会開催前に、希望者立会のもとで抽選を行い、傍聴者を決定する。ただし、抽選時に不在の者は傍聴することができない。

2 傍聴の申し出等

- (1) 傍聴を希望する者は、受付に申し出の上、傍聴申出書に所要事項を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の申し出は、原則として、懇談会の開会予定時刻の45分前から15分前までの間に行わなければならない。
- (3) 傍聴を認められた者は、事務局職員の指示に従い、会場に入場するものとする。
- (4) 傍聴を認められた者は、その権利を他人に譲ることができない。

3 傍聴できない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。
  - ①銃器、棒、その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
  - ②張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
  - ③はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - ④拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
  - ⑤笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
  - ⑥酒気を帯びていると認められる者
  - ⑦異様な服装をしている者
  - ⑧その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (2) 児童及び乳幼児は懇談会を傍聴することができない。ただし、同伴者が座長の許可を得た場合はこの限りではない。

4 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - ①会議中の発言、質問等は認めない。
  - ②懇談会構成等の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - ③私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
  - ④はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
  - ⑤帽子、オーバーコート類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により座長の許可を得た場合は、この限りではない。

- ⑥ 飲食または喫煙をしないこと。
- ⑦ 懇談会開催中は、写真撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑧ 懇談会開催中は、携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- ⑨ みだりに傍聴者席を離れないこと。
- ⑩ その他、懇談会の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

## 5 係員の指示

- (1) 傍聴者は、すべて座長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

## 6 傍聴者の退場

- (1) 議事内容により、懇談会が非公開とされた場合は、傍聴者は退場すること。
- (2) 傍聴者が前記「4. 傍聴者の遵守事項」に違反したときは、座長が注意をし、なおこれに従わないときは、退場させることができる。
- (3) (2)の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入場することはできない。